

日本ダルクローズ音楽教育学会細則（改正）※

※最新の改正箇所はゴシック体で示す

1994年6月5日制 定 2018年6月3日一部改正

1997年6月1日一部改正 2020年6月1日一部改正

1999年6月6日一部改正 2021年6月10日一部改正

2010年6月5日一部改正 2023年6月4日一部改正

第一章 大会及び研究例会に関する規則

第1条 学会の大会は、年1回以上開催する。

第2条 研究例会は、年1回以上開催する。

第二章 事務局に関する規則

第3条 本会の本部事務局は、当分の間、次の所に置く。東京都台東区上野公園12-8 東京藝術大学音楽学部音楽教育研究室内

第4条 事務局の管理・運営は、会則第14条により、理事がこれにあたる。

第5条 本会の会則第15条に定める業務を遂行するために理事の互選により、事務局体制として次の担当を置く。

1. 事務局長
2. 総務
3. 企画
4. 財務会計

第6条 前条の各担当業務は、次の通りとする。

1. 事務局長 事務局業務の統括
2. 総務
 - イ. 研究会運営に関する調査。
 - ロ. 文書の受理・発送、会報の編集、名簿の作成及び管理。
 - ハ. その他、本会の事業に必要な事務一般。
3. 企画
 - イ. 大会及び研究例会の企画・運営、連絡・調整。
 - ロ. その他、会則第3条に規定する業務についての具体的事項。
4. 財務会計
 - イ. 予算ならびに決算に関する事務。
 - ロ. 収入・支出に関する事務。
 - ハ. その他、本会の財務会計に関する事務一般。

第三章 会費及び会員に関する規則

第7条 会員の会費は、年間次の通りとする。但し、正会員及び講読会員は、入会時のみ入会金1,000円を納入するものとする。

1. 正会員 6,000円
2. 学生会員 3,000円

3. 購読会員 3,000円

第8条 会員は、毎会計年度の指定された期日までに会費を納入しなければならない。

2項 学生会員は、年度の4月初めに学生証の写しを添えて事務局まで届け出ること。届出がない場合、学生会員から正会員への移行措置となる。尚、正会員になるとときには、入会金を納入する。

3項 会費を2年間滞納した者は、会員の資格を失う。

4項 申し出による退会者で会費の滞納がある場合は、滞納期間の会費をすべて納入しなければならない。

5項 申し出退会者が退会后、会員として再度入会を希望する場合は、入会金を納入するものとする。

6項 2年間未納により会員の資格を失った者が再入会する場合には、未納の期間の年会費と入会金を納入しなければならない。

第9条 会員としての義務を履行しない者、または会の名誉を損なう者は、理事会の議決によって会員資格を停止することができる。

第10条 会員は、死亡及び退会によって資格を失う。

第四章 理事の選挙に関する規則

第11条 理事の定員は、12名とする。

第12条 選挙は、正会員による無記名投票とする。但し、選挙権、被選挙権は、改選年度の前年度会費納入者が有する。

第13条 投票は、定員数だけ連記する。但し、定員数に満たないものも有効とする。

第14条 当選者の決定は、得票順とする。但し、同点者が生じた場合は選挙管理委員会の抽選によって決定する。

2項 任期中に欠員が生じた場合は、次点者を充てる。

第15条 選挙期日は、改選年度の総会前とする。

第16条 選挙の管理・運営は、会長委嘱の委員によって構成された選挙管理委員会がこれにあたる。

2項 選挙管理委員の任期は、3年とする。

附 則

1. この細則は、1994年6月5日から実施する。
2. この細則は、1997年6月1日から実施する。
3. この細則は、1999年6月6日から実施する。
4. この細則は、2010年6月5日から実施する。
5. この細則は、1994年6月5日から実施する。
5. この細則は、2019年4月1日から実施する。
6. この細則は、2020年6月1日から実施する。
7. この細則は、2021年6月10日から実施する。
8. この細則は、2024年4月1日から実施する。